

プレスリリース

平成16年4月12日
水産庁境港漁業調整事務所

水産庁漁業取締船に対する韓国底刺網漁船の衝突事件について

4月10日水産庁取締船「みうら」(499トン)は、島根県大社町日御碕の北西約70Kmの日韓暫定水域で追跡中の韓国漁船に衝突された。

「みうら」乗組員には被害は無かったものの、「みうら」左舷中央部外壁に、巾1m、長さ5mにわたり最大10センチメートル陥没する損傷を受けたほか、船内壁にも亀裂が発生する等の被害を受けた。

水産庁は、外交ルートを通じて嚴重に抗議するとともに、「みうら」に生じさせた被害に対し損害賠償請求をする予定である。

概要は別紙のとおり

問合せ先：境港漁業調整事務所
担当者：小谷
連絡先：0859-44-3681

※カラー写真の提供可

(概要)

4月10日午前9時19分、水産庁取締船「みうら」(499トン)は、島根県大社町日御碕の北西約70kmの日韓暫定水域で追跡中の韓国漁船に衝突された。

「みうら」乗組員には被害は無かったものの、「みうら」左舷中央部外壁に、巾1m、長さ5mにわたり最大10センチメートル陥没する損傷を受けたほか、船内壁にも亀裂が発生する等の被害を受けた。

「みうら」は我が国の排他的経済水域内から暫定水域に向けて航行している不審な船影をレーダーで発見したため、違反操業を行っていた可能性があったとみて該船を追跡しながら船名等を確認していたところ、該船が急旋回し「みうら」左舷側に衝突したものの。

なお、該船は韓国底刺網漁船「303オデ」と判明、衝突により該船の船首部の錨台が剥がれたが、そのまま逃走したため、「みうら」は停船信号を発し停船するよう指示しながら追跡をしたが該船はこれに応じず逃走、同日午後5時30分頃追跡を断念した。

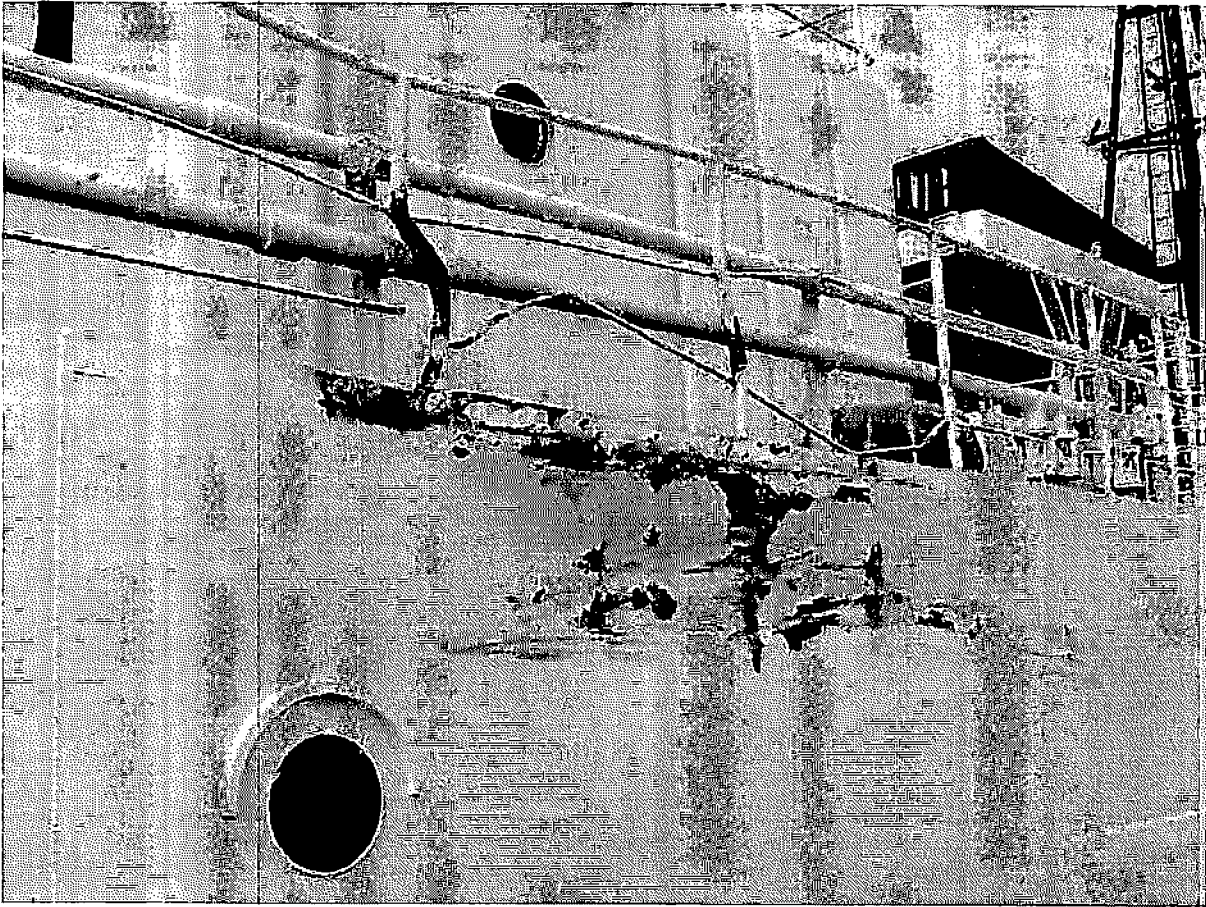
我が国は韓国刺網漁船に対して操業許可を発給しておらず、例年同時期に山陰沖海域で韓国刺網漁船による密漁が多発していることから警戒していたところである。

該船の行為は、極めて悪質かつ危険を伴うものであり、本件について外交ルートを通じて嚴重に抗議するとともに、「みうら」に生じさせた被害に対し損害賠償請求をする予定である。

本件にかかる概要は、下記のとおり。

記

被 疑 船： 韓国底刺網漁船「303オデ」(総トン数25トン)
水産庁取締船： 水産庁漁業取締船「みうら」(総トン数499トン)
船長 舛屋要三(41歳)



損傷を受けた「みうら」の左舷